患者の皆様へ

令和 4 年 11 月 21 日

現在、当院では、「医療観察法 52 条鑑定事例」に関する研究を行っています。この研究では、医療観察法病棟開設から 2021 年 12 月 31 日までに、当院の医療観察法病棟に入院となった方のうち、医療観察法 52 条鑑定（退院許可・入院継続の審判に関する鑑定）を受けたことのある方の診療情報を利用させて頂きます。診療情報などがこの研究で何のために、どのように使われているのかについて詳しく知りたい方は、下記の窓口にご連絡ください。

１．研究課題名

「医療観察法 52 条鑑定入事例に関する調査研究」

２．研究の意義・目的

指定入院医療機関からの処遇終了申立手続を適切に行うために、医療観察法 52 条鑑定を活用することが提案されていますが、その実態は明らかではありません。本研究では、医療観察法 52 条鑑定を受けた方の治療経過を調査し、医療観察法 52 条鑑定事例の実態を明らかにすることを目的とします。

３．研究の方法

診療録をもとに、医療観察法 52 条鑑定事例について、以下の情報を収集します。

性別、年代（当初審判時、52 条鑑定時）、精神科診断名、対象行為の概要、入院後の治療経過、52 条鑑定実施にいたる経緯、52 条鑑定実施後の経過

４．個人情報の取り扱いについて

本研究では、診療録から情報を収集するさいに、匿名化を行いますので、患者さんの個人情報は収集しません。また、収集した匿名化されたデータの記載された調査票は、研究代表機関である千葉大学社会精神保健教育研究センターに送付され、同センターの鍵のかかる棚で保管されます。

５．外部への試料・情報の提供

匿名化されたデータは研究代表機関である千葉大学社会精神保健教育研究センターへ郵

送され、解析されます。

６．研究組織

研究代表者：千葉大学社会精神保健教育研究センター　五十嵐禎人

７．研究に診療情報などを利用してほしくない場合について

　ご協力頂けない場合には、原則として結果の公開前であれば情報の削除などの対応をしますので、下記の窓口に遠慮なくお申し出ください。

研究実施機関　　：千葉大学社会精神保健教育研究センター
本件のお問合せ先：〒260-8670 千葉県千葉市中央区亥鼻１－８－１
千葉大学社会精神保健教育研究センター
医師　五十嵐禎人
043（222）7171（大代表）

国立精神・神経医療研究センター病院からの試料・情報の届け出に関する問い合わせ先
〒187-8551　東京都小平市小川東町 4-1-1
国立精神・神経医療研究センター病院
司法精神科医長　大森　まゆ
042-341-2711（代表）

文部科学省･厚生労働省・経済産業省による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいて掲示を行っています。